

広島県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十八年二月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道吉和戸内線	廿日市市吉和字下山古川一五三番一地从 から廿日市市吉和字下山古川一五三番一六地 先まで	平成二八年一月二五日